

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 60歳代
- 3 所 属 筑豊地区の県立学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和8年3月26日
- 6 処分の程度 減給4月

7 処分の理由

被処分者は、令和7年9月2日（火）22時38分頃、自家用車を運転し、京都郡みやこ町勝山箕田の国道を走行中、進路前方を右から左に向けて横断していた94歳の女性に衝突して傷害を負わせた。その後、搬送された病院において、同女性の死亡が確認された。

被処分者は、令和8年1月22日（木）に過失運転致死罪で罰金50万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。